

中世後期クレタにおける教会とコミュニニティ

高 田 良 太

【要約】 一二〇四年に生じた第四回十字軍の結果、ビザンツ帝国領からヴェネツィア共和国領に編入されたクレタ島の社会構造について、従来説に対して大きな影響を与えてきたのは、エスニック・コミュニニティの存在を積極的に支持するF・テイリエの教会コミュニニティ・モデルである。テイリエは、ギリシア正教会とローマ・カトリック教会の二つの教会のそれぞれが自治権を持つとする二教会制を論拠として、それぞれの教会の俗人信徒集団である教会コミュニニティが身分階層化されており、したがって支配者である「ラテン人」と被支配者である「ギリシア人」という複数のエスニック・コミュニニティが成立していたと考えた。近年、この教会コミュニニティ・モデルは法制史と社会史の二つの立場からの批判を受けている。本稿では三つの点に着目して教会コミュニニティ・モデルを再考したい。まず、ギリシア正教会とローマ・カトリック教会の分立的な枠組みを前提として議論を進めた教会コミュニニティ・モデルに対して、本稿では、歴史的な過程を経て二教会制が成立したことを確認する。次に、ギリシア正教会の司祭の遺言書に着目し、ギリシア正教会の司祭職や教会管理権の継承に、ローマ・カトリック教会が関わっていたのか否かを検討し、二教会制の分立的な枠組みが実際に機能していたのかどうかを検証する。最後に、俗人の遺言書の寄進先を分析して、教会コミュニニティと都市社会の身分秩序との間の相関性を考察する。以上の作業から明らかにするのは、一三世紀から一四世紀初頭にかけての、教皇庁とムーネの長い論争を経て成立した二教会制の枠組みにもとづいて形成されていた教会コミュニニティが、必ずしも身分階層化されているとは言えず、したがってテイリエが予想した「強く」社会を規定するようなエスニック・コミュニニティは形成されていないということである。

史林 八九巻二号 二〇〇六年三月

はじめに

一二〇四年、第四回十字軍運動に参加したモンフェラト公ボニファティウスからクレタ島の所有権を買い取ったヴェネツィア共和国は、ジェノヴァ共和国との間の領有権紛争を制し、一二二二年までに島の実効的な支配を確立した。^①以降、制度的にも人的にも大規模な形で島の植民地化を進めた。その骨子は、国家元首であるドージェと、元老院、大議會との協議にもとづく政治が行われていたヴェネツィア本国の政体を模して、島内の行政の枠組みを形成していったことにまとめられる。すなわち、数年の任期で本国から派遣されるクレタ総督 *Dux* *Crete* と三名の統治官 *Rector* が、それぞれの任地において数名の補佐官 *Consiliarius* とともに小規模な行政府 *Regimen* を形成した。また、ヴェネツィアは自国の貴族・市民の島内への入植政策を推進し、計四回に及ぶ公的入植を実施した。^②この結果、本国からクレタへの一千人から三千五百人規模にのぼる人口移動が発生したと考えられている。^③こうした移住者たちを中心として、島内を代表する機関としての元老院 *Consilium rogatorum*、大議會 *Consilium maius* が形成された。このように、行政府と現地議會との協議によって政治的決定を行う統治制度にもとづいて、本国の政治体とは一線を画するクレタのコミュニネが、一三・一四世紀を通じて形成されていった。^④一方で、島内にはビザンツ帝国領時代から、ギリシア語やビザンツの制度・慣習にもとづいて生活していた人々が存在していた。^⑤彼らは、ビザンツ帝国領時代から島内で大きな力を持っていたアルコンに率いられ、断続的に対ヴェネツィア反乱を引き起こした。^⑥特に、一二八三年に反乱を起こしたアルコン、アレクシオス・カレルギスは一六年にわたって反ヴェネツィアの態度を崩さなかったが、クレタ総督は秩序の回復に努め、一二九九年にアレクシオスとの間に和平を結ぶに至った。^⑦以降、政治的にも安定期に入ったクレタにおけるヴェネツィア支配の枠組みは、東地中海世界において十字軍運動の結果形成された西欧人支配地域のほとんどがオスマン帝国に併合される中で、例外的に一六六九年まで存続したのである。このように、一四世紀以降、政治的にも制度的にも安定した地域秩序が形成されたことがヴ

エネツィア領クレタの特徴といえるだろう。

それでは、島内の社会構造に目を向けたとき、そこには、どのような地域秩序が存在していたといえるのだろうか。この点について考えるときに、エスニック・コミュニティについての考察を欠かすことはできない。というのも、支配が開始された一三世紀前半には、二つのエスニック・コミュニティが確実に存在していたためである。そのひとつは、ギリシア語とビザンツの制度・慣習によって生活を営んでいた人々のコミュニティであり、いまひとつはヴェネツィアからクレタへ移住した貴族・都市民のコミュニティである。本稿では、一四世紀以降のクレタの社会における、二つのエスニック・コミュニティの位相を考察したい。すなわち、ヴェネツィア統治の開始から約一世紀を経た島内で、制度的に両者はどのような枠組みのもとに包摂されていたのか、という問題と、社会的実態として両者の間に通婚、朋友関係などにもとづく宥和的關係が形成されていたのか、あるいは両者が没交渉のままであつたり反目した關係にあつたのか、という問題とを考察したい。これらの問題を考えるための足がかりとするべきは、ヴェネツィア統治の開始以前に島内で教区を形成していたギリシア正教会（以下、正教会と略）と、ヴェネツィア統治開始後にクレタに進出したローマ・カトリック教会（以下、カトリックと略）がともに自治権を享受したとする、二教会制に関わる議論である。そもそも、ヴェネツィア領クレタにおいて展開された二教会制はエスニック・コミュニティと密接な関連性を持つものとして理解されてきた。その出発点はF・テイリエが提起した社会モデルにさかのぼる。一九五九年にヴェネツィアの海外領土の統治構造に関するモノグラフを著したテイリエは、主にクレタを考察の対象として、エスニック・コミュニティが分層化した社会構造を提起した。すなわち、貴族・都市民・カトリック聖職者を支配的な「ラテン人」、アルコン・農民・正教会の教会人からなる「ギリシア人」と、「ユダヤ人」を被支配者層とし、それぞれを、排他的なコミュニティを構成する集団として規定したのである。この中で、「ユダヤ人」はゲットーに集住して自治を認められた俗人集団であり、実際に排他的なエスニック・コミュニティとして機能していたことが分かる。一方で「ラテン人」と「ギリシア人」という二つのエスニック・コ

コミュニティの形成のよりどころを、ティリエは二教会制に求めた。このモデルは五〇年代から八〇年代にかけての中世クレタ史に関わる議論の中で、正教会が「ギリシア人」を、カトリックが「ラテン人」を掌握していたとする考え方の前提となってきた¹²⁾。本稿では、正教会とカトリック、それぞれの俗人信徒団体を教会コミュニティと定義し、二教会制がエスニック・コミュニティを「強く」規定する源泉となっていたとする見方を、二教会制によって規定された教会コミュニティが身分階層化されていることに「ラテン人」と「ギリシア人」というエスニック・コミュニティの基盤を求めるティリエの社会モデルにならって、教会コミュニティ・モデルと定義しよう。

ただし、ティリエの提起は理想的なものにとどまっておらず、実証面での課題を抱えるものであった。そのため、教会コミュニティ・モデルには以下の二つの点で疑問が生じるのである。まず、二教会制の制度的沿革は、ティリエがモデルを構想した一九五〇年代には十分に実証されていなかった。このため、教会組織が分立すると前提してエスニック・コミュニティを規定することの妥当性は、ティリエのモデルにおいては検証されていない。次に、教会コミュニティから逸脱する人々の存在をどのように評価するのかという問題は、教会コミュニティ・モデルの成否に大きく関わるが、この点をティリエはほとんど検討していない¹³⁾。このような、教会コミュニティ・モデルの抱える問題に取り組んだ研究者として、Ch・マルテズとS・マッキーの二人の研究者をあげることができる。マルテズは、法制史の立場から教会コミュニティへの疑問を提起し、「ギリシア人」を規定する概念としてティリエによって用いられた *Greeks* という語彙の用法を再考した。その結果、一三二〇年の教会論争において特徴的にみられるように、この語彙は法制度上の「ビザンツ的な慣習」をあらわすものとして定着していたとすると、社会的実態として教会コミュニティをエスニック・コミュニティとして規定する概念ではなかったと見る¹⁴⁾。次に、一四世紀の遺言書史料を網羅的に分析したマッキーは遺言者の家門名にもとづいて分析概念としての「ギリシア人」、「ラテン人」を析出し、そのようなエスニック・コミュニティが身分階層・教会コミュニティ・言語集団など、実際に存在する俗人の集団とは一致していないとして、ティリエを批判した¹⁵⁾。

ただし、法制史からの批判に重心をおいたマルテズの考察は、教会コミュニティと身分秩序の関連性の実証には至らずに、両者の不一致を示唆するにとどまっております。教会コミュニティから逸脱する人々の存在をどのように評価するのか、という課題を残している。一方で、マッキーの主張はギリシア系貴族とヴェネツィア系貴族の融合的性格を主張するための指標として教会コミュニティを考察している点において、マルテズを補完する性格を持つものであるが、非貴族層を含めて考察の対象としていないために、教会コミュニティが身分階層化されていたのか、という問題については未検討である。また、カトリックと正教会を、それぞれ自治を享受した組織と前提して研究を進めている点において、教会コミュニティ・モデルの枠組みを受け入れているといえる。このように、マルテズ、マッキーの両者の考察はなお個別的であり、教会コミュニティ・モデルの全体像を書き換えるものではない。本稿では、主に理念的側面から教会コミュニティ・モデルを批判しているマルテズの主張を、都市史の文脈においてより実証的に理解するために、以下の三点を考察していきたい。

まず、マルテズが教会コミュニティ・モデルを制度面から批判する根拠とした、一三二〇年の教会論争が二教会制研究においてどのような意義を持つのかを明らかにする。この点については、第一章において、テイリエのモノグラフ以降の教会研究によって明らかにされてきた一三世紀から一四世紀前半にかけてのムーネと教会の関係に焦点をあて、クレタにおいてカトリックと正教会の双方が自治を享受した状況がどのような政治的過程を経て成立したのかを確認する。次に、第二章と第三章では、都市カンディアの遺言書史料にもとづいて教会組織と教会コミュニティの社会的実態を検討する。すなわち、第二章では、制度的に正教会とカトリックの分立を規定する枠組みが、実際の教会の活動に及んでいたのかどうかを考察し、次いで第三章では、教会コミュニティが社会的に身分階層化されていた、とする教会コミュニティ・モデルを社会的実態に照らして検証する。以上の考察によって、中世後期のクレタ島において、テイリエが予想したかたちでエスニック・コミュニティの成立する余地があったのかどうかを判断することが、本稿の目的となる。

- ① 大黒俊二「ヴェネツィアとローマニア——植民地帝国の興亡——」歴史学研究会編『地中海世界史第二巻 多元的世界の展開』青木書店二〇〇三年、一四〇—一四七頁。
- ② F. Thiriet, *La Romanie vénitienne au Moyen Âge. Le développement et l'expansion du colonial vénitien (XII^e-XV^e siècles)*, Paris, 1959, 2d. ed., 1975, pp. 126-31 (以下 Thiriet, *La Romanie vénitienne* と略す)。また、公的入植に関しては、四通の入植認可状が残存している。Urkunden zur Älteren Handels- und Staatsgeschichte der Republik Venedig mit Besonderer Beziehung auf Byzanz und die Levante, G. L. Tafel and G. M. Thomas (eds.), Vienna, 1856-57, vol. 2, no. 229, no. 263, no. 299, no. 322 (以下「Urkunden」と略す)。
- ③ 想定される移動人口の規模は、研究者によって異なる。M. アブナーテは千人と想定した。M. Abrate, "Creta-colonia veneziana nei secoli XIII-XV", *Economia e storia* 4 (1957), 251-77. その後、ナイリエは、入植認可状から三千五百人と試算した。Thiriet, *La Romanie vénitienne*, pp. 266-68. ただし、入植認可状に名前が挙がっている人物がすべてクレタに入植したとは考えにくく、D. シャロビーはこの点を考慮して二千五百人と推定している。D. Jaboby, "Social Evolution in Latin Greece", in: *A History of the Crusades*, K. M. Setton (ed.), vol. 6, Madison, 1989, p. 197.
- ④ クレタにおけるローマーネが、ヴェネツィア本国の利害を反映する存在であるのか、より自治的な要素を強く持つのかどうかは、時代や局面によって異なるであろう。こうしたローマーネの性格をめぐめる議論と本稿との間の関連性については、別稿にて検討したい。
- ⑤ クレタ総督はクレタの首府カンティアに派遣され、三人の統治官はシティア、レシムノン、カネアの三都市にそれぞれ派遣された。Thiriet, *La Romanie vénitienne*, pp. 179-214.
- ⑥ ビザンツ統治期のクレタの様相については、D. ツガラクイスが網羅的に史料を分析して、モノグラフを記している。D. Tsougarakis, *Byzantine Crete. From the 5th Century to the Venetian Conquest*, Athens, 1988.
- ⑦ 一世紀から二世紀にかけて、ビザンツ帝国の属州を拠点とする「アルコン」ないし「アルコントプロス」と称される在地貴族・地方名望家層が成長し、帝国の地方行政の実務を担う存在となった。根津由喜夫「ビザンツ属州行政と名望家層——コンネノス朝期のテッサロニケ地域を軸に——」『金沢大学文学部論集 史学・考古学・地理学篇』第二二号、二〇〇一年、一—三四頁。また、クレタにおいても「アルコン」の成長が確認されている。この点については、ツガラクイスが紹介している事例を参照のこと。Tsougarakis, *op. cit.*, pp. 83-86.
- ⑧ 一三世紀のクレタ島内部の様相については、S. ボルサーリが政治騒ぎ、宗教の三部からなる詳細なモノグラフを記している。アルコンの反乱を中心とした一三世紀の政治史については、以下を参照のこと。S. Borsari, *Il dominio veneziano a Creta nel XIII secolo*, Naples, 1963, pp. 27-66.
- ⑨ Thiriet, *La Romanie vénitienne*, pp. 135-39.
- ⑩ *Ibid.*, pp. 270-301.
- ⑪ *Ibid.*, pp. 298-301. また、一五世紀の年代記作家デ・モナチスの作品には、ユタヤ人の自治「ロムニナイ」への言及箇所がある。L. de Monaciis, *Chronicon de rebus venicis ab U. C. ad annum MCCCCLIV*, F. Cornerius (ed.), Venice, 1758, p. 180.
- ⑫ 正教会については、トマダキスによる指摘があり、カトリックについては、フェダルトの指摘がある。二人は、長くクレタの教会史研究を主導した研究者であり、正教会研究、カトリック研究、それぞれの立場を代表している。N. B. Tomadakis, "La politica religiosa di

Venezia verso i cretesi ortodossi dal XIII al XV secolo”, in: *Venezia e il Levante fino al secolo XVI*, A. Pertusi (ed.), vol. 1, Florence, 1973, p. 79ff; G. Fedalto, “Greci e Veneziani: Scontri e incontri di politica e religione. Il caso di Creta”, *Θρησκολογία* 30 (2000), p. 92.

⑫ Thiriet, *La Romanie centième*, p. 301f.

⑬ Grecus せざるべしニエの基本的な見解は、以下の論考に集約されてゐる。F. Thiriet, “La formation d’une conscience nationale hellénique en Romanie latine (XIII^e-XVI^e siècles)”, *Revue des études sud-est européennes* 13 (1975), 187-96.

⑭ マルテズ自身は、直接的にテイリエを批判しているわけではないが、

第一章 クレタ教会の制度的展開（一三世紀—一四世紀前半）

本章における課題は、二教会制成立の政治的過程を確認することにある。テイリエは、一四世紀後半になつてカトリックの権威を弱めようとするコムーネの宗教政策によつて正教会が自治権を獲得したことをもつて、二教会制の形成と考えた^①。そのため、一四世紀のクレタにおいて正教会とカトリックがそれぞれ自治権を享受する存在であつたのかどうか、テイリエの説明においては明確ではない。また、テイリエ以降の教会制度研究では、司教職や司祭職などの、教会ヒエラルキーのカトリック化を焦点とした研究と、^② 正教会による自治権の享受に焦点をおく研究が別個に進められてきたために、二教会制の成立に関わる総合的理解が妨げられてきた。以上のような研究不在の状況の中で、以下のマルテズの主張は大きな意義を持った。それは、一三三〇年の教会論争が、カトリックによつて教会ヒエラルキーが占有された状況下において、一四世紀前半に正教会が自治権を獲得する契機となつたとするものである。本章では、その主張の根拠をさぐるためにコムーネの教会政策を検討し、一三世紀から一四世紀にかけてのヒエラルキーのカトリック化の時代から、一三世紀末

ニスニツクな意味を含まない住民 inhabitant としう語彙をもちいて教会ロムニエニエの成員を定義している点において、テイリエ以来、研究者の間で定着していた説明の枠組みとは明らかに異なる立場をとる。Ch. A. Malazon, “Byzantine ‘customs’ in Venetian Crete”, *Dumbarton Oaks Papers* 49 (1995), p. 273f (以下、Malazon, “Byzantine ‘customs’ in Venetian Crete”と略)。

⑯ S. McKee, *Uncommon Dominion: Venetian Crete and the Myth of Ethnic Purity*, Philadelphia, 2000.

⑰ 教会ロムニエの問題に関わる箇所以外であれば、マッキーは非貴族層にも関心を示して分析している。Ibid., pp. 86-99.

から一四世紀初頭にかけての教会問題へのムーネの介入期までの展開を素描する。

（二） 教会ヒエラルキーのカトリック化

ヴェネツィア領への編入にともなうて、ビザンツ統治時代にはコンスタンティノール総主教の管轄下にあったクレタは、カンディアの大司教座を中心とするカトリックの大司教区へと転換された。教皇庁は一二一〇年から一二二一年にかけて島内のカンタノス、アリオ、ミュロポタモス、キロネ、カラモナの司教座に対して、首府カンディアの大司教を補佐する五名の付属司教を任命した^④。さらに、一四世紀初頭にかけてアギア、セラペトラ、シティア、アルカディアの司教座を加えて、カンディアのクレタ大司教座とあわせた一〇司教区への再編を進めた^⑤。初期の司教や聖堂参事会会員の構成を見るとヴェネツィア系と考えられる人物が多いことから、一三世紀前半の教区を支えたのは、教皇庁から派遣された聖職者ではなくヴェネツィアからの移住者であったと考えられる^⑥。また、クレタにはフランチェスコ会やドミニコ会などの托鉢修道会も比較的早期に進出しており、一四世紀には、アウグスティヌス会を加えた三修道会がクレタのカトリック教会の司牧活動の担い手となっていた^⑦。このように教会のカトリック化が進展する一方で、一三世紀前半のクレタでは島内の正教会の聖職者や教会施設がカトリックの教会法の中で明確な位置づけを与えられることはなく、制度上の課題として残されていた^⑧。

正教会の位置づけに関わる論争がカトリックとクレタのムーネの間の重要な案件として浮上するのは一三世紀後半のことである。この時期には、ミカエル八世パライオロゴスによるビザンツ帝国の再建運動と、フランス国王ルイ九世の弟アンジュー伯シャルルの地中海進出が続き、東地中海世界の情勢は混乱の度を深めていた^⑨。こうした中で東方への積極的な進出をはかっていた教皇庁は、クレタの正教会が置かれていた状況を疑問視し始めた。そして一二五三年にインノケンティウス四世がクレタの司教職に「ギリシア人」を登用することを問題視して発行した文書を発端として、約六〇年間に

わたる島内の正教会の地位をめぐるコムーネと教皇庁の間の論争が持ち上がった。特に、一二六六年のクレメンズ四世発行の文書は教皇庁のクレタ教会への強硬な姿勢を示している。このときの争点は以後も教皇庁と、クレタ総督との間の議論の争点となっているため、ボルサリーリに従ってその概要を紹介しておく。文書の内容はクレタ大司教とクレタ総督の間での論争に対して教皇が裁定を下したもので、主な論点が以下の七項目に分けて述べられている。^⑫

- ① 島内、特に首府カンディアとそのブルグの一三〇人の正教会聖職者はラテン人の管轄下に入る。
- ② パラ修道院^⑬の所領はクレタ大司教に帰属させること。
- ③ ヴェネツィアが、未払いの十分の一税、グロス銀貨五十リラを支払うこと。
- ④ カンディアのブルグに建設された教会は、私的な教会であっても大司教に帰属させること。
- ⑤ 所有権をめぐるクレタ総督とクレタ大司教が係争している村落のうち、少なくとも一つをクレタ大司教に帰属させること。

⑥ クレタ司教に与えられた損害の補償額については、教皇庁が算定を下すこと。

⑦ クレタ総督アルヴェルティノ・モロシーニの治下において、クレタの教会が所有していたすべての農民を、クレタ大司教に返還すること。

この文書からは、正教会を含む教会管轄権について、教皇庁がクレタ総督に対して大幅な譲歩を要求していることが分かる。特に、正教会聖職者や正教会修道院のクレタ大司教への帰属を認めさせる内容を含んでいることから、教会組織のカトリックへの一元化を要求するものとなっているといえよう。

以降も教皇庁によるクレタへの干渉は断続的に続いた。まず、一二七四年七月六日に第二回リヨン公会議において教会合同の合意がなされた二カ月後、九月二四日に教皇グレゴリウス十世が発行した文書は、カンディアのシナイ山修道院を教皇の直接の保護下に置くことを明言している。^⑭ また、一三〇八年七月三十一日付けのクレメンズ五世の文書は、クレタ教

会をコンスタンティノープル大司教の管轄下に置く事を改めて要求した^⑮。このように、一三世紀後半から一四世紀にかけての教皇庁の断続的な圧力の中で、カトリックに正教会の管轄権を移管する傾向が強まったといえよう^⑯。

（二） コムーネの介入（一二九九年—一三三〇年）

一三世紀後半を中心とした教会論争の中で正教会が主体的に史料に登場することはないため、教皇庁のクレタへの干渉に対して正教会がどのような反応をみせたのかを確認することはできない。ただし、アルコンの反乱に正教会が協力や支援を表明しているとするボルサールの見解^⑰や一二九九年四月にコムーネとアルコンとの間で結ばれた和平文書^⑱においても正教会に対する取り決めがなされていることにもとづくならば、教区のカトリック化にもなつて地域の教会制度に不安定な状況が生じており、そしてそのような不安定な状況が一三世紀の地域社会の安定を損なうひとつの要因となつていと推測できる。トマダキスによれば、和平文書における正教会への言及箇所は五項目にのぼる。そのうちの三項目は実質的にはカレルギス家への所領の委譲を示す内容となつているが、残りの二項目は、島内の正教会の地位に焦点をあてている。そのひとつは司教職をめぐる問題である。一二六六年のクレメンス四世による裁定以降は司教職叙任権も教皇庁側にあつたが、^⑲和平文書では、島内のすべての司教座に常に司教が在任している状況にはないことが明らかにされ、クレタ総督ヴィターレ・ミキエルの権限によつて聖職者登用をめぐるカトリック側を牽制することと、正教会聖職者を司教として認定することが確認された^⑳。このように、一三世紀後半から高位聖職者叙任権と修道院領を掌握してきた教皇庁と大司教に正教会側の権利をある程度認めさせることをコムーネが保障している点において、和平文書は島内の教会をめぐる政治的情勢が変化する一つの転換点を示している。

論争の以降の展開を知るために、一三三〇年四月におきたカトリックと正教会の論争と、それに対するヴェネツィア側の対応を検討しておく^㉑。論争の所在を明らかにする史料はクレタ総督のジュステイニアーノ・ジュステイニアーノと、そ

の二人の補佐官バルボノ・マウロチエノ、マルコ・ヴェニエルの連名において作成された通告であり、大司教からの請願について島内の十名の貴族と協議した結果を、大司教への返答として記したものである。ここでは既述したクレメンス四世の裁決以降クレタ大司教に管轄権が認められてきた、一三〇人の正教会司祭とバラ修道院の帰属が改めて問題となっている。まず正教会司祭の法的地位に関して、カトリックのヒエラルキーへの帰属については引き続き大司教に認めるが、聖職者への裁判権についてはコムーネ側にあるとする。次にバラ修道院領の所有をめぐることは、ビザンツ統治期にはコンスタンティノープルの皇帝に所有権があったことから、ビザンツ帝国から島の宗主権を受け継いだコムーネがバラ修道院領の所有権を持つことを確認し、大司教の所有権を否定している。このように、クレメンス四世による裁定以来、約半世紀間にわたり大司教側に認められてきた正教会聖職者への裁判権と正教会修道院領の管轄権は、コムーネの権威の下に明確に否定されることとなった。

このように、一二九九年から一三三〇年までの約二〇年間の間、コムーネは教会問題に断続的に介入し、一二六六年から教皇庁が主導してきたクレタのカトリック教区化の枠組みを崩していった。一四世紀にアヴィニョンに移設された教皇庁は、なおも東地中海世界の教区の維持に関心を向けており、クレタ教会に対する干渉を継続している。しかし、正教会聖職者の裁判権が再び大司教に対して認められることはなく、コムーネによる保障によって首司祭 *Protopapas* と先唱者 *protopsales* を首班とする、カトリック教会とは独立した正教会の教会組織が制度化されていく。一四世紀中葉には、コムーネは、教会による暴力の行使や、^{②③} 教会が奴隷にとつての避難所となることを禁じている。このようにコムーネの法秩序の下に位置づけられることで、正教会は教会法にもとづいて自治を享受するカトリックとは明確に区分される存在となっていたといえよう。以上から確認できるのは、一三三〇年の教会論争を契機として、一四世紀には二教会の分離的な枠組みが確立していたことである。また、一連の教会論争において教会と俗人集団との関係が主要な課題として俎上に上ることはなかったことから、二教会制の枠組みはすでに一四世紀に確立されていたが、それは教会組織を法的に規定するも

のではあっても、教会コミュニティをも制度的に規定するものではなかったとするマルテズの理解は正鵠を射ている。

一方で、本章の考察は地域教会のあり方に対するいくつかの疑問点を残している。まず、一三二〇年四月の裁定においても正教会の司祭管轄権が依然として大司教に認められていたことをどのように理解すべきだろうか。名目的にはカトリック単独のヒエラルキーを維持しながらも、実質的に正教会の自治を認めたことを意味しているのだろうか。それとも、正教会の司牧活動に干渉する余地が残されていたのだろうか。この点については、実際の地域教会の状況を検討する必要がある。一方で、マルテズが理念的に主張している、二教会制にもとづく教会コミュニティが身分秩序とは一致するものではなかったとする見方も、実際の社会情況に照らして実証的に検討する必要がある。これらの点については次章以降の検討に委ねたい。

- ① Thiriet, *La Romanie vénitienne*, p. 291.
- ② Borsari, *op. cit.*, pp. 105-25; G. Fedalto, "La chiesa latina a Creta dalla caduta di Costantinopoli (1204) alla riconquista bizantina (1261)", *Κρητικά Χρονικά* 24 (1972), 146-76 (以下 Fedalto, "La chiesa latina a Creta"と略す)。
- ③ Tomadakis, *op. cit.*: Z. N. Tsirpanlis, "Néa strouyia syenka me tny e kklhstotiki istoria tis Beverostrouyievis Kpiths (13⁹⁵-17⁹⁸ ai.) aró avéskodra Beveriki ényraçá", *Ελληνικά* 20 (1967), 42-106 (以下 Tsirpanlis, "Néa strouyia"と略す); Z. N. Tsirpanlis, *Kardárryzo ekkhlystotíon kai novostroyíon tou koruvó (1248-1548) Dufboàn stn gelytíon taw stéceaw políteias kai ekkhlystotíon stn Beverostrouyievis Kpithn*, Ioannina, 1985, (以下 Tsirpanlis, *Kardárryzo*と略す)。
- ④ Borsari, *op. cit.*, p. 105f.
- ⑤ ただし、カンネイアの大司教職は、コンスタンティノーブルに置かれたラテン大司教が兼任する場合もあり、常に大司教が置かれている状況にはない。Ibid., p. 106, p. 135f.
- ⑥ ホルサリーは、本文であげたほかに、二つの司教座の存在を指摘している。そのうち、アキオス・ミュロスの司教座は十三世紀前半にはカンディアの大司教座に統合された。また島西部のキサモスの司教座は、一三〇七年のクレメンス五世による司教座リストの中で言及されるのみであり、常に司教がおかれている状況にはない。Ibid., p. 106, pp. 133-38.
- ⑦ Ibid., p. 108.
- ⑧ 一三二一年の入植認可状では、島内の教会は自由を持ち教会付きの従者を持つことを許されているが、一方で教会領を保有する場合にはクレタ総督とその補佐官の承認を得なければならないとしている。Urkunden, vol. 2, p. 130, この箇所を引用したトマダキスは、コミュニオンが教会の管轄権を主張するヴェネツィア特有の態度であると説明している。Tomadakis, *op. cit.*, p. 783.

- ⑧ 東地中海世界における托鉢修道会の活動については、フランチェスコ会についてはG・コルホイッチのモノグラフが、ドミニコ会の活動についてはC・ドヤクローヴェスニエールのモノグラフがある。本稿の議論に関連する箇所は以下の通り。G. Golubovich, *Bibliotheca bio-bibliografica della Terra Santa e dell'Oriente francescano*, Quaracchi, 1906-27, vol. 2, pp. 214-60; C. Delacroix-Besnier, *Les Dominicains et la Chrétienté grecque aux XIV^e et XV^e siècles*, Rome, 1997, pp. 71-89, p. 120, pp. 431-50. また、M・ヨルコブルは、トボソラフイ研究にまつて、托鉢修道会が管理していた教会施設の所在を明らかにしている。M. Georgopoulou, *Venice's Mediterranean Colonies: Architecture and Urbanism*, Cambridge, 2001, pp. 132-64.
- ⑨ Borsari, *op. cit.*, p. 106.
- ⑩ 一二六〇年代の東地中海世界の政治情勢については、以下を参照のこと。J. Geanakoplos, *Emperor Michael Paleologos and the West: A Study in Byzantine-Latin Relations*, Cambridge, 1959.
- ⑪ Borsari, *op. cit.*, p. 107. インノケンティウス四世は、ユダヤ人、ムスリムなどの異教徒に対する教皇の権力の有効性を理論的に主張し、一三世紀後半に活発化する教皇庁による東地中海世界に対する干渉の理論的支柱となったことが知られている。尾崎秀夫「教皇インノケンティウス四世の対異教徒理論」『神戸海星女子学院大学・短期大学研究紀要』第三号、一九九四年、三五〇—五六一頁。
- ⑫ Borsari, *op. cit.*, p. 112f, pp. 139-43.
- ⑬ カンテニアの南方にある修道院で今はバリアニ修道院と呼ばれる。七世紀の建立とされ、島内で最も古い伝統を持つ修道院のひとつである。Tsougarakis, *op. cit.*, 1989, p. 242, pp. 244-8, p. 312, p. 321, p. 392.
- ⑭ Borsari, *op. cit.*, p. 120f. また、クレタやキプロスに所領を展開した、
- カンテニアのシナイ山修道院の活動については、以下を参照のこと。Borsari, *op. cit.*, pp. 116-21; N. Couraux, "The Orthodox Monastery of Mt. Sinai and Papal Protection of its Cretan and Cypriot Properties", in: *Auour de la première croisade*, M. Balard (ed.), Paris, 1996, pp. 475-86.
- ⑮ Tomadakis, *op. cit.*, p. 791.
- ⑯ 一二六八年には行政府が大司教に服属する、約一三〇人の正教会聖職者の名簿を作成するようになった。一二六〇年代に繰返される教皇庁からの合同要求とヴェネツィア政府による一三〇人司祭の認証の因果関係については、以下を参照のこと。Tsirpanlis, "Néa stroyeia", 44-52. また、ホルサリは一二九二年付けのギリシア人ヨハネス・サクリキの記事と一三〇四年のホニファティウス八世とドーン・ピエトロ・グラドニーゴの関税論争に伴う司教への言及との二つの事例を根拠として、一二九〇年代には大司教が正教会の教会人と教会所領とをある程度掌握していたのではないかと推測している。Borsari, *op. cit.*, p. 114f.
- ⑰ 一三世紀後半のギリシア人反乱への関与は以下の二つの事例において認められる。一つは、一二七三年から一二七九年にかけて起こったコルタツイス家の反乱に対して支持を表明し、一部の司祭が反乱に参加した事例。Ibid., p. 53, pp. 143-45. もう一つは、一二八三年—一二九九年のアレクシオス・カレルキスの反乱に対して支持を表明した事例である。Ibid., p. 57f.
- ⑱ 以下の史料集ではラテン語版のみを収録している。Urkunden, vol. 3, pp. 376-90. 一方で、以下の史料集ではラテン語版とギリシア語版を収録している。E. Gerland, *Das Archiv des Herzogs von Kanda in Königrl. Staatsarchiv zu Venedig*, Straßburg, 1899, pp. 121-33; K. D. Mertziou, "H govóthn Everáw - Káklápyri kai oi ovnopóvovtes avrív

- Κατάλογοι, *Kontrick Xpozitika* 3 (1949), 262-92. トーダキスは最も新しシメルトイオスの校訂を参照している。
- ②⑩ Borsari, *op. cit.*, pp. 135-38. ただしカンディアのクレタ大司教座をのぞけば、島内の各司教座に対して教皇庁が継続的に司教を派遣していたとは考えにくい。和平文にみられるアリオの司教座の司教職にも、空位が生じていたものと考えられる。
- ②⑪ Tomadakis, *op. cit.*, p. 793f.
- ②⑫ Maltzou, "Byzantine 'consuetudines' in Venetian Crete", p. 269.
- ②⑬ Tsirpanlis, *Katōrtixo*, p. 293-95, n. 238.
- ②⑭ *Ibid.*, p. 293.
- ②⑮ *Ibid.*, p. 294.
- ②⑯ J. Gill, "Pope Urban V (1362-1370) and the Greeks of Crete", *Orientalia Christiana Periodica* 39 (1973), 461-68.
- ②⑰ Tomadakis, *op. cit.*, p. 789.
- ②⑱ 一三二〇年六月二三日付けでクレタ総督が発給した布告は、教会に対して武器の保有を制限する内容となっている。 *Duca di Candia. Ban- di* (7313-1329), P. Vidulich-Ratti (ed.), Venice, 1965, p. 103, no. 278, 279, 280. また、トーダキスが重視するのめ、クレタの正教会が、しはは暴力を行使する主体となっている点である。 Tomadakis, *op. cit.*, p. 800.
- ②⑳ *Duca di Candia. Quaternus consistorum* (1340-1350), P. Vidulich-Ratti (ed.), Venice, 1976, pp. 129-33, no. 233.

第二章 教会内部の構造

本章とそれに続く第三章では、遺言書史料にもとづいて、一教会制に関わる議論を補完するとともに教会コミュニティについての考察を進める。本章における課題は、一三三〇年のムーネによる裁定を経て、なおカトリックに残されていた正教会の司祭の管轄権が、実際にカトリックによって行使されたのかを明らかにすることである。この点について、本章では正教会の司祭職と司祭が保有する教会施設の管理権の継承が、カトリックの関与がみられずに正教会の司祭制に特徴的なやり方でなされていたのかどうか、という点を検討する。正教会の司祭制の特徴として、以下の二点を指摘することができるだろう。まず、司祭に妻帯が認められている正教会では、^①司牧活動と親族構造とが密接に関連している可能性がある。次に、末期ビザンツの正教会においては、教会管理権の有力修道院への集約が進みながらも、依然として司祭や修道士による私有教会制の伝統が残存していることも知られている。^②前章において明らかとしたように、正教会が保有する施設の管理権の帰属をめぐる問題は、たびたびムーネと大司教の間の論争で取り上げられている。そのため、実際

の正教会の教会施設の継承におけるカトリックの関与の有無を検討することは、カトリックの干渉の有無を判断するための指標となる。司祭職と親族構造が密接に関連し、教会施設の管理権がヒエラルキー上部の承認を経ず、管理権保有者の個人的な紐帯にもとづいて継承されているのならば、カトリックが正教会司祭の管轄権を行使しておらず、実勢としても二教会が分離的な枠組みのもとにある蓋然性が高いといえるだろう。このように考察を進めていくために、遺言書が、どのような性格を持つ史料であるのかを次節において確認し、遺言書の史料的性格にもとづいて遺言書を遺している教会人がカトリックであるのか正教会であるのかを区別するための指標を定める。

(一) 遺言書史料と教会人の遺言書

中世後期のクレタに関わる史料群には、二系統の遺言書史料が残存している。ひとつは、公証人文書に残された遺言書である。マッキーはムーネの文書庫に保管されていた公証人登記簿の商取引、婚姻契約書などの私証書のあいだに散在していた遺言書史料、七九〇通を刊行した^④。一方で、行政文書や裁判文書において係争の対象となった遺言書史料もあり、法制史家のE・サンツキは、四八通の事例を紹介している。ただし、サンツキの主な関心は俗人間の財の移動にあり、俗人から教会への寄進については五通の事例を紹介するにすぎない。したがって、教会コミュニティ・モデルを考えるための材料には乏しいために、本稿では、マッキーが刊行した史料集にもとづいて考察を進める。そうすることで、ムーネや教皇庁が主体となって作成した史料を分析した第一章とは異なる視点から、教会の活動ないし世俗社会と教会の関係の一端を考察する、本章と第三章の目的にもかなう。

それでは、マッキーの史料集の性格を遺言書の作成年代、遺言者の居住地域、遺贈の対象となる財の三点において明らかにしておこう。まず、遺言書史料集は一三二二年から一四二〇年までの遺言書を収録しているが、その作成時期には偏差がある。一三四六年から五〇年までの五年間に作成された遺言書数は一六三通にのぼり、全史料の約二〇%にのぼる^⑤。

次いで、一三七六年から八〇年までの五年間には六九通、一三六一年から六五年までの五年間の間には七三通と、それぞれ遺言書が多く作成されている時期がある。一方で、一三五六年から六〇年までの五年間には、わずか二二通、一三五一年から五五年までの五年間には三三通の遺言書しか残されていない。そして、一三八〇年代以降は史料数が急激に減少する。このように、遺言書数は年代によって大きく変動しており、年代による書式や記述内容の変化を教的に把握することは難しい。それゆえ、この史料群から明らかになりうるのは、基本的に二三二〇年代から一三八〇年代までの約七〇年間の長期的な様相である。次に、遺言者の居住地域は、クレタの首府カンディアとその周囲の集落にほぼ限定されている。この地域は、一四世紀初頭には八千人から一万人の人口規模を持ったと考えられている。^⑧最後に、遺贈の対象となる財についても注意するべき特徴がある。それは俗人に対しては動産と不動産の双方の形態で財の遺贈がなされるが、俗人から教会人や宗教施設に対する遺贈では動産の遺贈のみにとどまる点である。^⑨

次に、クレタの公証人文書における言語使用の情況にもとづいて、正教会とカトリックのそれぞれの教会人の遺言書を識別するための指標を定めておく。遺言書を作成する公証人は概ねラテン語で筆記し、まれにヴェネト方言の俗語を用いることもあった。^⑩しかし遺言者の中にはギリシア語の文化や法慣習に軸足を置いて生活を送っていた人物も少なからず存在するため、公証人はギリシア語の語彙をラテン語ないし、俗語によって表現する必要があるが生じた。その際には二つの選択肢があり、一つはラテン語ないし俗語に翻訳して表現すること、いま一つはラテン語アルファベット表記によってギリシア語を記述することであった。特に後者の場合、聖職者や典礼に関わる意味を持つ、ギリシア語の語彙がラテン語アルファベット表記されていれば、正教会に関わる語彙として識別することが可能である。教会人の身分を表す語彙を整理すると、以下のようになる。まず、ラテン語起源の語彙としては司祭 *presbyterus*、修道士 *monachus*、*frater*、修道女 *monacha*、*soror* をあげることができる。一方でギリシア語の語彙も用いられており、遺言書の中では以下のように表現される（括弧内はギリシア語アルファベット表記を指す）。例えば、司祭 *papas* (*πάπας*)、修道士 *calogerus* (*καλόγερρος*)、

monachus (μοναχός)、修道女 calogrea (καλόγρια)、monacha (μοναχή)、修道司祭 ieromonachus (ἱερομόναχος) といった語彙である。クレタにおいてカトリック教会によるギリシア語典礼が開始されたのはユニアート運動が生じた一五世紀中葉以降のことであり、^⑩一四世紀においてはこうしたギリシア語起源の語彙は、正教会のギリシア語典礼のみと密接に関連していたといえる。一方でラテン語起源の語彙が、カトリック教会のラテン語典礼とのつながりを意味するとはいえない場合もある。それは、ギリシア語からラテン語への翻訳が予想されるためである。例えば、しばしば遺言書では、ギリシアの司祭 presbyterus grecus という言葉が正教会の司祭を表現するために用いられる。presbyterus という単語のみが文中に出てきたとき、それがカトリック、正教会どちらの司祭を指すのかを判断することは難しい。^⑪

そのため本稿ではどちらかの典礼言語との関わりが認められる場合を除いて、presbyterus という言葉をカトリックの司祭として断定して議論を進めることを避ける。これは monachus, monacha という言葉についても同様である。そのため、正教会の教会人についてはまず、先述のギリシア語の典礼と密接に関連している身分に着目する。すなわち、聖職者・修道士をあらわしていることの基準としては、ギリシアの grecus という形容詞が教会人に対して用いられている事例のほか、典礼書 *εὐχολόγιον* や礼拝書 *τυρικόν* が Eucologius, Typicus と記述されている事例^⑫、死者祈念 *μνημόσυνον* が *memosino* と筆記される場合^⑬、巻物 *κοῦταρον* が chondacha と筆記される場合など、正教会の典礼に関わる語彙が併記されている事例のみを検討の対象とする。以上の条件にもとづいて遺言書史料集を検討したとき、正教会の教会人の遺言書として二二通の遺言書を考えることができる。

一方で、カトリックの教会人として考えられるのは、ひとつには聖堂参事会を構成することを名乗っている教会人、いまひとつは *later* ないし *sonor* と名乗る、托鉢修道会の修道士・修道女である。ただし、このようにカトリックの教会人が遺言者となっていることを確認できる遺言書は、七通を数えるのみである。^⑭ そのうち二通は他地域の教会人であり、カンディアの大司教区を考察の対象とする本章の考察にはそぐわない。また、カンディアの司牧活動において重要な役割を

果たしたはずの、托鉢修道会士・修道女の遺言書もわずか三通にとどまっている。^⑩このように、史料の残存状況から判断しても、正教会司祭の遺言書における司祭職と教会施設の管理権の継承を分析することが妥当であろう。

（二） 司祭職と教会管理権

遺言書史料においては、正教会の司祭とその親族との関わりを示す史料を、比較的多く確認することができる。まず、司祭ヘ・マヌエル・アガピトスの家族が作成した二通の遺言書を検討しよう。一通目は、一三三一年に作成された、司祭故ヘ・マヌエル・アガピトスの息子ニコラ（ウス）の遺言書であるが、ここでは遺言執行人の一人に遺言者の姉妹で、バルトロメウス・カヴァレロの妻であるソフィアを指名し、遺産のすべてを遺言執行人に遺贈することを表明している。^⑪同年に作成された、ソフィアの遺言書では、兄弟のニコラウス・アガピトスが父の遺産から相続した遺産について、ニコラウスからソフィアへの遺贈がなされた分をソフィアの娘のアグネスとマリアに遺贈することを表明している。^⑫この二通の遺言書では、司祭職の継承については明らかにされていないが、アガピトス家において、司祭とその親族とが密接に関係していることを端的に示しているといえよう。

次に、司祭職の親族間での世襲傾向を示す証拠として、以下の二つの事実を確認しておきたい。ひとつは、クレタ総督が一三三三年八月二六日に作成した司祭名簿においては、複数の司祭を輩出している家族が多く認められ、その数は二四家門に及んでいること。^⑬いまひとつは、遺言書史料においても、司祭職が家系内で連続する事例が散見することである。例えば、司祭ヨハネス・イッセの遺言書でも息子の司祭ヘ・マヌエル・イッセに対して遺贈することを表明している。^⑭家族内で司祭が父子にわたって連続していることと、その父子の間で相続が行われている事から、この事例においても司祭職と親族の関わりは明らかである。以上から、クレタの正教会における司祭職の世襲傾向を指摘できる。

司祭職が世襲傾向にあったのならば、司祭が保有する教会管理権も親族への遺贈の対象となっていたのだろうか。教会

管理権の遺贈^⑥について言及している例は五通の遺言書において確認されるが、そのすべての事例において教会管理権は親族に対して遺贈される。まず、司祭イアニ・トリカ^⑦の遺言書について検討しよう。遺言者は息子であるゲオルギウスとニコレトウスの二人に対して、カンディアのブルグにある聖マリア・エレウシア教会の管理権を分割相続することと、二人の堂役と遺言者の書籍を遺贈することを表明している^⑧。次に、司祭コンスタンティヌス・トウ・シリアノの妻ソフィア・パパディア^⑨の遺言書では、ソフィアは遺言執行人として息子である司祭ヨハネス・シリアノの妻、マリア・パパディアを指名するとともに、夫に対する遺贈も表明している。また息子に対しては遺言者が司祭ハマヌエル・サクリキの遺言によって贈られたサクリキ家の聖救世主教会とその近くにある遺言者の家を遺贈することを表明している^⑩。以上の二つの事例は、一方では司祭職と親族構造が密接な関係性を持つていたことを示すと同時に、教会管理権が司祭とその家族に帰属しており、家産として世襲の対象となつていたことを示している。このように司祭の親族関係にもとづいて教会管理権が遺贈される事例は、司祭の教区への従属が強まるとされる、一般的な中世後期のカトリック教区では考えにくい。

次に検討する、司祭ニコラウス・メトウパとその妻マリア・パパディア^⑪が、それぞれ書き残した遺言書においては、教会所有など司牧に関わる活動と親族との関係について詳しく知ることができる。まず、一三七六年四月二六日付けで作成された、司祭ニコラウス・メトウパの遺言書^⑫を検討する。この遺言書では妻マリア・パパディアを遺言執行人に指名しているほか、以下のように教会の遺贈を表明している。

次いで私は先に述べた、妻にして遺言執行人である寡婦に対して、カンディアのキウイタスにある聖ミカエル教会と聖ニコラウス教会を彼女の存命中に遺贈する。そして彼女の死後は、私の甥であるルカ・メトウパへ遺贈するように、そしてルカの死後は彼の子供へ遺贈するように。しかしながら、もしルカの死後に実子がいないときには、これらの教会はコスタス・メトウパの息子ミカエルがガブリエルのものである。次いで私の大福音書と金の長衣を、妻である遺言執行人に遺贈する^⑬。

司祭ニコラウスの遺言書の中で留意しておくべき点を、いくつか指摘しておく。まず、ニコラウスがマリア・パパディア

に対して教会管理権のみを遺贈しているのか、典礼などを含めた教会経営全般についての継承を望んでいるのかどうか、ニコラウスの遺言書でははっきりと示されていない。ニコラウスとマリアの間には子供がいなかったと考えられる。そのため、ニコラウスの死後マリア・パパディアの存命中は彼女に教会施設の管理権を委ねるが、最終的にはニコラウスの甥である、ルカへ教会施設の管理権を遺贈するように望んでいる。このように、ニコラウスにとつて最大の関心事は教会を円滑に後世へ引き継ぐことであり、そのために出身家門であるメトウバ家と妻の双方に対して細心の注意を払っていたことが分かる。

ニコラウスの死後に教会管理権を継承するよう指名されたマリア・パパディアはニコラウスの死後六年を経た一三八二年に遺言書を書き残した。マリアは教会管理権や実際の教会管理に対する態度を変化させたのだろうか。もし変化がみられるとすれば、それはどのような要因によるのであろうか。この点について、マリアの遺言書を検討しよう。

最初に、私は上記のコスタス・メトウバに、カンディアのキウイタスにある、亡き私の夫の聖ミカエル教会と聖ニコラウス教会とを遺贈する。彼が、私の証書によつてこれらの教会を、教会の本と大福音書とともに所有できるのは、以下の条件にしたがう場合においてである。その条件とは、コスタスがルカの娘に対して百ヒュペロンを与えなければならぬ、ということである。その結果、ルカの娘はこれらの教会に対し、いかなる疑問や要求を提起することもできなくなる。もし彼女が疑問や要求を提起するのであれば、彼女は百ヒュペロンを受け取ることはないのであろう。そして、コスタスはこれらの教会を売却、譲渡したりせず、相続人からコスタスの相続人へ向かつて「教会が継承されるように」生きていくように^④。

マリアの遺言書では、いくつかの箇所においてニコラウスの遺言書との相違が認められる。まず、教会施設の管理権の継承者がニコラウスの甥のルカからコスタスに変更されていることが分かる。おそらくルカが亡くなっていたために、マリアはニコラウスの遺言に従つてコスタスを継承者に指名したのであろう。したがって、継承者の変更に関しては、ニコラウスの遺言書の前提を変えるものではない。次に、マリアは先の引用箇所が続く箇所において自らの教会に関わった聖職

者・修道士、計四名に対して遺贈することを表明している。特に、司祭ゲオルギウス・カルパティオと司祭フォキアヌスが、マリアの教会でミサを執り行っていたと書かれていることが特徴的である。ニコラウスはこの二人に言及していないことから、マリアの遺言書のみに出てくる二名の司祭はニコラウスの死後にマリアの教会でミサをあげていた人物であると考えられる。最後に、ニコラウスの遺言書では妻の出身家門に対して言及していないのに対して、マリアは自らの出身家系であるアンドリアノポリテス家に対して配慮している点も二つの史料の間の大きな相違である。⑤ アンドリアノポリテス家は、クレタ総督作成の聖職者リストにも上げられている有力な司祭家系の一つである。マリアは、兄弟で、修道士であるニコラウスとペトルスの二人に対しては、ニコラウスの財産のうち、マリアにも所有権がかけられているものについては、すべて二人に遺贈するとしており、夫の家系のものとなる教会財産以外のマリアの財産については自らの出身家系に託すとしている。このように、マリアが夫であるニコラウスから継承したのは教会管理権のみで実際の司牧を二人の正教会司祭に依頼していたと考えられること、⑦ 教会施設の管理権がメトウパ家とアンドリアノポリテス家という二つの司祭家系との相互の関係にもとづいて継承されていることが分かる。

また、正教会の教会人による司祭職と教会施設の管理権の継承は、親族や身近な正教会教会人への配慮にもとづいて行われており、カトリックの教会人への配慮はみられない。したがって、正教会の司牧活動にカトリックが関わっていない蓋然性は高いといえる。

① E. Hernan, "The Secular Church", in: *The Cambridge Medieval History*, vol. 4, J. M. Hussey (ed.), pt. 2, 1967, p. 116.

② J. P. Thomas, *Private Religious Foundations in the Byzantine Empire*, Washington, D. C., 1987, pp. 244-69.

③ コーネの文書庫は、もとはカンディアに置かれていたが、一六四六年から一六六九年にかけてヴェネツィア共和国とトルコの間で生じ

たクレタ戦争の期間中にヴェネツィア本国に移送され、ヴェネツィア本国の文書館において整理された。以上の過程については、以下の文献に詳し。M. F. Tiepolo, "Note sul riordino degli archivi del Duca e dei Notai di Candia nell'Archivio di Stato di Venezia", *Onzopoligrafica* 10 (1973), 88-100.

④ ただし、整理番号二九五番の公証人文書史料からは、マッキーは四

二十六通の遺言書を収録している。このために整理の結果、遺言書史料を比較的多く含む史料群も存在する。

- ⑤ *Wills from Late Medieval Venetian Crete 1312-1420*, S. McKee (ed.), 3 vols., Washington, D. C., 1998 (以下「Wills」)
- ⑥ E. Santschi, "Aspects de la justice en Crète vénitienne d'après les *Memoriali* du XIVe siècle", *Kypriaká Xroniká* 24 (1972), pp. 310-19 (以下「Santschi」). Aspects de la justice en Crète vénitienne d'après les *Memoriali* en Crète vénitienne (XIII^e-XIV^e siècles), Montreux, 1976, pp. 107-35 (以下「Santschi, La notion de *feudum*」). Santschi, *La notion de *feudum**, p. 107-35 (以下「Santschi」). 裁判関連の史料を抄記して刊行した史料集の中で紹介している。Régestes des arrêts criels et des mémoriaux (1363-1369) des archives du Duc de Crète, Idem (ed.), Venise, 1976. 本稿の議論との接点はなすが、未公開のクレタの公証人文書からラダグーキ人の遺言書を抽出した B. ツレキッチの研究がある。B. Krekic, "Death in Crete: A Ragusan Will from 1475 and its Aftermath", *To Elenikon. Studies in Honor of Speros Vryonis Jr.*, J. S. Allen (ed.), vol. 2, 1993, New York, pp. 373-91 (rep. in: Idem, *Dubrovnik. A Mediterranean Urban Society, 1300-1600*, Aldershot, 1997, chap. 16).
- ⑦ 一三四八年に遺言書数が増加している理由として、クレタにおける黒死病の流行があげられる。小アジアでの流行が一三四八年八月の頃に起こったとする E. ガッハリマドゥの推定から、一三四八年八月以降、クレタでも流行が始まったと考えられる。E. A. Zachariadou, *Trade and Crusade. Venetian Crete and the Emirates of Menteşe and Aydın (1300-1415)*, Venice, 1983, p. 55.
- ⑧ Thiriet, *La Romanie vénitienne*, pp. 267-69. これは一六世紀の年代記は二万三千人強の人口を想定している。人口変動を考慮しても、一万人前後の人口規模を想定することが妥当だろう。Georgopoulou, *op. cit.*, p. 48, no. 28.
- ⑨ この事実には、クレタの遺言制度では宗教団体への不動産寄進が認められなかったこととキリシキの見解を裏付けている。Santschi, "Aspects de la justice", p. 316f.
- ⑩ キリシマ語で筆記された公正証書については、M. マヌサカスが紹介している。また、キリシマ語公証人については、マルナスが事例を紹介している。ただし、現存するキリシマ語公正証書は一五世紀以降のものを中心となり、残存数も少ないため本稿における考察は、*από τα Αττι Αντιλή του αρχείου του Δούκα της Κρήτης, Θρησκόπιατα* 3 (1964), 73-102; Ch. A. Maltezos, "Portrait of the Notary in the Latin-Ruled Greek Regions of the Fourteenth Century", in: *Geschichte und Kultur der Palatogenezzeit*, W. Seibt (ed.), Vienna, 1996, pp. 121-31.
- ⑪ クレタでは、少なくともノレンツェ公会議の余波を受けてプロテスタント運動が盛り上がる一四五〇年代まで、キリシマ語典札を用いるのは正教会の教人だけがやったと考えられる。Ch. A. Maltezos, "The Historical and Social Context", in: *Literature and Society in Renaissance Crete*, D. Holton (ed.), Cambridge, 1991, p. 28f (以下「Maltezos」). "The Historical and Social Context" (以下「Thiriet, *La Romanie vénitienne*, p. 291, no. 3.
- ⑫ *Wills*, Will 10.
- ⑬ *Ibid.*, Will 104.
- ⑭ *Ibid.*, Will 10.
- ⑮ *Ibid.*, Will 618.
- ⑯ 大司教、司教以下の聖堂参事委員の構成は、正確には明らかではない。フェデルトはラテン支配下のコンスタンティノープルの聖ソフ

イア教会の聖堂参事会員を分析した結果、非ウエネツリア人の聖職者を排除する動きがみられることから、一三世紀前半のカンディアの聖堂参事会も同様であったのではないかと推測している。カンディアを中心とした島東部の司教区では正教会司教登用の問題が起きていないことから、本稿ではフェタルトに従って、聖堂参事会のカトリックによる占有が一四世紀においても維持されていたとの立場をとる。

Fedalto, "La chiesa latina a Creta", p. 153.

- ⑮ *Wills*, Will 15, 268, 324, 335, 381, 523, 678. 清貧を掲げる托鉢修道会士が多くを占めるクレタ教会において、教会人の財産を継承するために文書を残すことは考えにくい。また、教会に財を寄進するのならば、世俗の公証人に遺言書を依頼する必要性は低くなる。

- ⑯ アルカディアの聖堂参事会員、司祭ルカ・ムタツツイオとペラヘトラの司祭長、司祭アンドレアス・フスキの二名。 *Ibid.*, Will 324, 523.

- ⑰ *Ibid.*, Will 15, 268, 381.

- ⑱ *Ibid.*, Will 414.

- ⑲ ニコラ(ウス)・アガピトスの遺言書とソフィアの遺言書の比較から、ソフィアの兄弟は一人であり、ニコラ(ウス)とニコラウスは同一人物の可能性が高い。

- ⑳ *Ibid.*, Will 419.

- ㉑ Tsirpanlis, "Néa troveia", pp. 77-80.

- ㉒ *Wills*, Will 477.

史料では「教会を遺贈する」(1)のみ記されている。(2)のことが実際に建築物の管理権のみを遺贈を指すのか、敷地など教会付属の土地財産を含めるのかどうかは判断としない。遺言書史料において教会や宗教団体への土地財産の寄進を確認することはできないため、本稿では、少なくとも教会施設の管理権については遺贈の対象となってい

ると考える。

- ㉓ ツイルパニスにはイアニ・トリカ自身も司祭アントニウス・トリカの息子であることを明らかにしている。Tsirpanlis, "Néa troveia", p. 79.

- ㉔ 都市カンディアは、市壁内の旧市街であるキウイタスと、市壁外に延伸された新市街であるブルグとによって構成されている。

- ㉕ *Wills*, Will 459. ただし、イアニ・トリカは息子が司祭職に就くかどうかにかかわらず、教会施設の管理権を遺贈すると表明している。このことは俗人であっても教会施設の管理権を保有する可能性は十分あったということの意味している。例えば、貴族であるゲオルギウス・ゼノが正教会の教会施設の管理権を保有している事例がある。*Ibid.*, Will 627; McKee, *op. cit.*, p. 113. ただし、ゲオルギウス・ゼノは保有する教会に対して正教会司祭を充てるよう遺言していることから、俗人が教会施設の管理権を持つ場合でも二教会分立の原則は守られていたと考えることが出来る。

- ㉖ 司祭の妻や寡婦は夫や実家の家門名を名乗らず、ババディア Papa-tia と名乗る。

- ㉗ *Wills*, Will 690.

- ㉘ この人物は、司祭ヨハネス・シリアノの妻である、マリア・ババディアとは別人である。

- ㉙ *Ibid.*, Will 773.

- ㉚ *Ibid.*, "Tem dimitto dicte uxori et commissarie mee viduanti meas ecclesias Sancti Michaelis et Sancti Nicolai positas in civitate Candide usque ad vitam suam. Et post obitum suum sint Luce Metupa, nepotis mei, et post mortem dicit Luce sint filiorum suorum. Veruntamen si dictus Luchas in obitu suo non haberet natos, sint dicte ecclesie Michaelis vel Gabrielis filiorum Coste Metupa. Item

dimitto suprascripte uxori et commissarie mee meum magnum litrum
evangeliorum te meas manicas aureas”.

③ *Ibid.*, Will 782, “Imprimis dimitto suprascripto Coste Metupa
ecclesias Sancti Michaelis et Sancti Nicolai quondam dicti mei viri,
positas in civitate Candide, si ipsas habere poteret per carum mei
diudicatum cum libris dictarum ecclesiarum et cum mango libro
evangeliorum, cum his tamen conditionibus, quod dictus Costas dare
debeat filie Luce Metupa yperpera centum, ita quod dicta filia
suprascripti Luce non faciat aliquam questionem vel requisitionem
pro dictis ecclesiis. Et si fecerit, non habeat dicta yperpera centum. Et
quod dictus Costas non possit dictas ecclesias vendere vel alienare sed

procedant et vadant de hereditibus in heredes suos”.

③⑤ 遺言書史料集の中で、コンスタンティヌス、ニコラウス、ペトル
ス、ヴァシリウスの四名のアンドリアノポリテス家を名乗る教会人を
確認することがある。少なくとも一四世紀のクレタでは、司祭を輩
出する家系の一つであったと考えられる。

③⑥ Tsirpanlis, “*Nēa stroyxiā*”, p. 77. なお、この史料ではマリアの父と
思われるバシレオス・アンドリアノポリテスの名前を確認できる。

③⑦ 女性が教会管理権に遺贈を受ける場合に、司牧活動を別の司祭に依
頼する必要があったことは、別の遺言書においても確認できる。
Will, Will 189.

第三章 教会コミュニティの再検討

第一章と第二章の考察から、一四世紀にはすでに二教会制の分離的な枠組みが制度的にも社会的にも成立している高い蓋然性が示された。本章では、教会組織が掌握する俗人信徒団体である教会コミュニティが身分階層化されていたのかどうかを検証する。テイリエは貴族と都市民によって構成される、都市住民のほとんどをカトリックであり、「ラテン人」としている。しかし、前章で確認したように、カンディアの都市域においても正教会の教会人が多く活動していたことから、その受け皿となる正教会の教会コミュニティの存在を十分に想定することができる。そこで本章では、都市内部における教会コミュニティとエスニック・コミュニティの不一致を指摘したマッキーの研究を再検討し、身分秩序と教会コミュニティとの関連性を考察する。ただし、マッキーは正教会とカトリックをどのように定義して遺言書を分析したのかを、明らかにしていない。したがって、まず第一節では、本章における教会組織についての定義を明らかにする。そして、次節以降、遺言者の身分と教会コミュニティとの相関性を考察する。第二節においては数量的に考察し、さらに、第二節の

考察を補うために、第三節では教会コミュニティを超える動きをみせる遺言書に着目して、遺言書の記述内容に踏み込んで考察する。

(二) 教会組織

まず、教会組織を定義しておこう。正教会の教会組織を特定するためには二つの方法がある。第二章、第一節において検討したように、ギリシア語の典礼と密接に関連している教会人が遺言書の中で言及されている場合には、それを正教会が言及されている事例として考えることができる。一方で、遺言書史料においては教会人が言及されずに教会施設のみが言及される事例も散見する。ただし、このように遺言書史料において教会施設が言及される場合、相続人や遺言執行人など遺言書の読み手が分かる程度の簡単な名称が記されることが多く、所在地などの教会施設を特定するための情報は分からないことがほとんどである。教会コミュニティのあり方をより精緻に理解するためには遺言書史料にみられる教会施設をトポグラフィ研究に照らして整合的に理解する必要があることはいうまでもないが、この点については今後の課題とし、本稿では教会人が俗人の遺言書において言及されている場合を、正教会が言及されている事例として定義する。一方で、カトリックの司牧活動の主体としては、大司教座である聖テトス教会と托鉢修道会の二者が考えられる。しかし、遺言書史料において俗人が聖テトス教会に遺贈する場合、俗人団体である聖テトスの信心会 *congregatio* に遺贈が集中しており、司教座聖堂に対して遺贈がなされることはまれである^①。信心会についてはなお考察の余地があるが、本章では、遺言書においてカトリックへの直接的な依頼・遺贈がなされている事例として、托鉢修道会に対して依頼・遺贈がなされる場合のみを考える。

(二) 遺言者の身分と教会コミュニティ

遺言書史料にもとづいて、教会コミュニティがエスニック・コミュニティとは一致しないと指摘したマツキーの研究は、教会コミュニティが身分秩序にしたがつて階層化されていたかどうか、という点に関しては述べていない。一方で、マツキーは一四世紀クレタの身分秩序を明らかにするための材料となりうる、貴族論を展開している。そのため、本節では、マツキーの貴族論を援用するかたちで、貴族・非貴族を区別するための基準を定めておく。

ビザンツ統治期には、アルコンと農民の二つの身分から構成されていたクレタ社会は、ヴェネツィア統治下で大きく変容した。まず、一三世紀にヴェネツィアのムーネとの間に封建誓約を交わすことによつて封地を獲得した、ヴェネツィアからの移住者である貴族・都市民を中心として、そこに婚姻関係によつて一部のアルコンが結合する形で一四世紀には封地保有とそれともなつて生じる義務をアイデンティティの核とする貴族層が形成されていった^②。また、一方でヴェネツィア統治下における港湾都市の成長は、都市民の台頭を促した。こうした社会上層の人々を含むかたちで、一六世紀にかけて貴族家門の閉鎖化が進行し、貴族と都市民、農民の三身分が確立していくとされる^④。したがつて、一四世紀のクレタにおいては、貴族と都市民との境界線は制度的になお厳密ではない。貴族家門の形成の途上にある一四世紀の身分秩序を考へるために、マツキーは同時代のヴェネツィアの貴族研究を援用し、公職を負担しているという事実にもとづいて、家門名によつて識別される核家族集団である貴族家門を同定する作業を行った。彼女の作業をさらに細かく見ると、具体的には、以下の四つの作業にもとづいて貴族層を把握しようとしていることが分かる。① 一二一年の入植認可状においてヴェネツィアと誓約を交わして、騎士として任じられている家門、② 一三五〇年代から六〇年代のクレタ大議会の議席名簿において確認できる家門、③ アルコン（カレルギス家）、④ ①・③の中で、遺言書における分与対象財産が多い人物、の四つの基準によつて遺言者を分析した^⑥。この、マツキーの一連の作業の中では、遺言書史料から富裕者を析出

している点に対して疑問が生じる。遺言書史料は財の配分のための史料であつて、必ずしも財産総額を示す史料ではないために、遺言書の財産総額にもとづいて実質的な貴族層を遺言者から割り出すことは難しい。^⑦このため本稿では公職を負担していることが確認できる家門の出身者と、そのような家門出身者の配偶者によつて貴族身分を規定する。^⑧

次に、貴族と定義することはできないものの、社会的上層に位置すると考えられる人々が存在した。まず、ヴェネツィア出身の *Venetus* ないし *Venetianus* 市民 *civis Veneticarum* と名乗っている人々である。彼らはヴェネツィアからクレタにやつてきてから世代を経ている人物もしくは短期滞在者であつたと考えられ、クレタの貴族とは異なる意識にもとづいて行動していた可能性が高い。こうした人々をヴェネツィア出身者と定義する。^⑨次に、貴族、ヴェネツィア出身者以外で遺言書を作成している人々も一様な集団ではない。金工や石工、大工などの手工業者や公証人は、都市民、中小貴族、双方とのつながりをもとに想定しうる。法的には手工業者と中小の貴族を隔てる身分的障壁は存在しなかつたため、実際に手工業者と貴族の双方で家門名を確認することができる家門も複数存在する。^⑩このように貴族家門名を持つ手工業者については、貴族ないし都市民のどちらかに区分することは避ける。また、書記官などの公職に就任することによつて身分上昇を果たしうる公証人についても同様である。このように定義した貴族、ヴェネツィア出身者、貴族家門名を持つ手工業者以外の家門名を持つ人物を都市民として定義する。これらの人々を法的にはつきりとした存在として把握することは難しいが、その家門名からギリシア系、ヴェネツィア系、イタリア系の三つのカテゴリーに分けることができる。まず、ギリシア系の都市民については、十分存在を想定できるものの、クレタでは非アルコンのギリシア系についての議論が十分に進んでいないことから、家門名から彼らを同定することは難しい。^⑪次に、ヴェネツィアの貴族家門の中では家門名を確認できるが、ヴェネツィア出身であることを名乗つておらず、またクレタにおける公職への就任も確認できない家門も存在した。こうした家門の遺言者を、ヴェネツィア本国の中小貴族家門出身者がクレタに移住して数世代を経たのち非貴族化していると考えてヴェネツィア出身者とは区別し、ヴェネツィア系とする。最後に、家門名から、ヴェネツィア以外

表① 正教会コミュニティを構成する俗人の身分

身分	遺言書数
都市民 (ヴェネツィア系) (イタリア系)	51 通 (7 通) (1 通)
貴族	45 通
貴族家門名の手工業者	2 通
公証人	1 通
計	99 通

表② カトリックコミュニティを構成する俗人の身分

身分	遺言書数
貴族	198 通
都市民 (ヴェネツィア系) (イタリア系)	56 通 (9 通) (8 通)
ヴェネツィア出身者	18 通
貴族家門名の手工業者	2 通
公証人	2 通
出自不明	1 通
計	278 通

表①、表②とも *Wills from Late Medieval Venetian Crete, 1312-1420*, S. McKee(ed.), 3 vols., Washington, D. C., 1998 収録の遺言書史料にもとづいて作成。

のイタリア出身者であると考えることができると考えられる人々が存在した。^⑭ こうした人物をイタリア系とする。家門名と身分との関係を以上のように前提したうえで、俗人の遺言書における、正教会の言及数を集計したものを表①として、カトリックの言及数を表②として集計した。表①と表②を比較すると、両者の構成にはいくつかの差異が認められる。まず、表②では一八通確認できるヴェネツィア出身者を、表①においては確認することができない点である。このことから、ヴェネツィアからクレタに渡航して世代を經ていない人物が正教会と関係を持つことはごく稀であったといえよう。^⑮ 次に、表①では都市民と貴族が遺言者となっている事例がほぼ同数にのぼるのに対し、表②では貴族が史料母体中の遺言者の七割を占め、都市民の割合は二割弱にとどまる。このことから、カトリックの教会コミュニティは貴族を中心に形成されていたが、正教会の教会コミュニティでは貴族の占める割合は低かった。

一方で、貴族と都市民はそれぞれ正教会とカトリック教会の双方と関わりうる存在であったのか、という疑問が生じる。そのために、貴族と都市民の遺言書をより詳細に分析しておく。カトリックと正教会の双方に言及している遺言者は二〇名にのぼるが、全員が貴族の家門名を持つ。次に、カトリックに遺贈する遺言者と正教会に遺贈する遺言者とともに含む三一家門に注目すると、そのうち二九家門が貴族であり、カレルギス家、コルナリオ家、ダンドロ家、グラドニコ家、クイリーノ家、ヴェネリオ家などの有力貴族家門も含まれている。^⑯ 一方で都市民の中で、

カトリックと正教会の双方が遺言に「関わっている家門は二家門しか確認できなかった。その中では、ヴェネツィア系の家門を一家門確認することができたが、ギリシア系の家門名を持つ家門を確認することはできない^⑧。このことから、貴族層では遺言書の多くはカトリックに対する遺贈を表明するが、併せて正教会に言及している事例も少なからず確認できる。しかし、都市民の遺言書ではどちらかの教会への言及に限られている。以上のように、貴族層がカトリックと正教会の教会コミュニティの双方に関わる事例が相当数あることから、貴族とカトリックの教会コミュニティとの間の完全な一致を指摘することはできない。また、都市民の遺言書では、それぞれの教会コミュニティを超える動きはみられない。

(三) 教会コミュニティをこえる動き

前節の考察では、貴族の多くがカトリックに関わる中で、正教会に言及している貴族の遺言書も相当数みとめられることを確認した。数量的には、貴族は基本的にカトリックを重視しながら、正教会にも配慮する姿勢をみせているといえよう。ただし、これはあくまでも傾向にすぎず、カトリックと正教会の双方に対して遺贈する貴族の行動を個別に検討する中では、正教会を重視しながら、カトリックにも配慮する姿勢をみせる動きの方が多数を占めていた可能性も捨てきれない。そこで、本節では、遺言書の記述内容にさらに踏み込んで、教会コミュニティをこえる動きを分析しておきたい。

俗人の遺言書における正教会への言及内容とカトリックへの言及内容との間には質的な差異を認めることができる。俗人の遺言書の中で正教会が言及されている事例を検討すると、大きくは以下の八項目に分けることができる。

- ① 遺言者がミサ・祈禱を依頼している事例
- ② 遺言者が祈禱盟約者名簿への記入を依頼している事例
- ③ 遺言者が埋葬を依頼している事例
- ④ 教会人が副署人、証人として遺言書に署名している事例

⑤ 遺言者が遺言執行人として教会人を指名している事例

⑥ 教会人が遺言者の親族として財産分与を受けている事例

⑦ 遺言者が使用人であった修道女に対して遺贈している事例

⑧ 遺言者が教会人に対して遺贈のみを表明している事例^⑩

この他に、遺言者が司祭を従属身分から解放することを約束している事例や、遺言書の作成に司祭が関わっている事例^⑪をあげることができる。これらの言及項目については、教会人が俗人の死後の典礼に関わっているか否かで二分することができる。まず、遺言者が正教会に対して死後に典礼を行うよう依頼している事例として、項目①②③をあげることができる。一方で、遺言者と正教会の教会人が何らかの形で生前に親しい関係にあったことを示す項目④⑤や、正教会の教会人が遺言者の家族構造や世帯の中に組み込まれていることを示す項目⑥⑦は、典礼に関わらずに俗人の遺言書に正教会の教会人が関わっている事例として考えることができる。最後の項目⑧については注意が必要である。それは、俗人が教会人に遺贈を表明する場合、贖罪を目的としているのか、生前の俗人と教会人の関係にもとづいているのかを判断できる語彙が添えられていないためである。一方で、カトリックへの言及の仕方は大きくは以下の三項目に分けることができる。

① ミサ・祈禱の依頼

② 寄進依頼^⑫

③ 埋葬の表明

このほか、ごく少数ではあるが、托鉢修道会士が、遺言書に証人として署名している事例や、俗人の遺言者によって遺言執行人として指名されている事例も確認できる^⑬。このように、カトリックは、典礼や贖罪との関わりから言及される傾向にある。

以上のように、俗人の遺言書における正教会とカトリック、双方の言及のされ方は大きく異なる。ただし、遺言書とい

う史料の性質上、俗人から教会への遺贈が表明されることは、第一義的には遺言者の死後を見守るためであるとみるべきである。そのため、本稿では、教会が遺言者に対して死後に重要な役割を果たすことを遺言者が期待していることを、「重きをおくこと」と考えて、カトリックと正教会の双方に言及している遺言書一〇通を分析した。その内訳は男性の遺言書が一二通、女性の遺言書が八通である。まず、それぞれの教会に対して「重きがおかれて」いないと思われる二通の遺言書について検討しておこう。まず、パウルス・デ・ルジェリオの庶子であるヨハネスは双方にミサを依頼しており、遺言書の文面からだけでは、どちらに対して重きがおかれているのかを判断できない^⑤。次に、ペトルス・ムダツツイオの妻エレナの遺言書では、エレナは遺言書の中で托鉢修道会に対しては埋葬を、正教会に対しては寄進のみを依頼していることから、一見して托鉢修道会に重心をおいているように見える。ただし、エレナは聖フランチェスコ修道院にある夫の棺に入ることを望んでいることから、埋葬の依頼は夫への配慮にもとづいている。一方で彼女は実家であるイアリナ家への配慮の一環として、正教会に対して寄進している。このようにエレナの遺言書では、教会への配慮と家門への配慮が密接に関連しており、エレナが夫と実家への双方に対して応分に配慮していると考えられることから、正教会とカトリックのどちらかに重きをおいているとは判断できない^⑥。次に、正教会に重きをおく遺言書は、一三四〇年代までに作成された三通の遺言書においてのみ確認できる。そのうち二通は結婚持参金の分与について遺言しており、正教会が排他的に遺言に関わる事例に近い^⑦。ただし、このように、どちらに重きをおいているのか分からない事例や、正教会に重きをおいていると考えられる事例はごく少数である。

残りの一五通の遺言書のほとんどは、托鉢修道会に対してミサ・祈禱を依頼していることが明らかであるが、アントニウス・グレコの遺言書^⑧とニコラウス・タリアペトラの妻、ホネスタの遺言書^⑨は托鉢修道会に対し寄進のみを表明している。しかし、この二通の遺言書では、遺言書の冒頭で托鉢修道会に言及しており、三托鉢修道会のすべてに寄進依頼を行っていることから、托鉢修道会に重きをおいていると判断できる。以上からこの一五通の遺言書ではカトリックに重きがおか

れているといえよう。カトリックに重きをおく遺言書においても、遺言者は様々な動機によって正教会に言及し、遺贈を表明している。まず、主人と使用人という関係にもとづいて財産分与に近い形で遺贈を行っている事例をあげることができる。また、近親者として遺贈を行っている事例や、地縁にもとづいて遺贈している事例を確認することもできる。例えば、ユリアヌス・ナターレの遺言書では、托鉢修道会へのミサの依頼と寄進が表明されているが、一方で居住する村落にある正教会、聖アンナ教会とその聖職者にも相当の配慮がなされている。その他には、知己であることにもとづいて、寄進を行っている事例も六通の遺言書において確認できる。このように貴族の遺言書においては、主にカトリックに重きをおきながらも、生前の正教会との間のさまざまな結びつきにもとづいて、正教会に対しても配慮していると考えられる。このことは、カトリックに言及する貴族の遺言書が多い中で、正教会に言及する貴族の遺言書も相当数認められる、という第二節の分析結果と一致する。

- ① 聖テトス教会に言及していることが確認できた俗人の遺言書一五七通のうち、教会や教会付きの聖職者に対して寄進やミサの依頼をしている遺言書は一四通にとどまる。
- ② Sanschi, *La notion de 'Fiducia'*, pp. 45-89.
- ③ M. O'Connell, "The Venetian Patriciate in the Mediterranean: Legal Identity and Lineage in Fifteenth-Century Venetian Crete," *Renaissance Quarterly* 57 (2004), p. 484f.
- ④ Malezon, "The Historical and Social Context", p. 25f.
- ⑤ S. Chojnacki, "In Search of the Venetian Patriciate: Families and Factions in the Fourteenth Century", in: *Renaissance Venice*, J. R. Hale (ed.), London, 1973, pp. 47-71.
- ⑥ 〃の作業の結果として、マッキーは七九〇人の遺言者の中から二二三人の遺言者を貴族として推定している。McKee, *op. cit.*, p. 62.
- ⑦ 公証人文書に散在する遺言書を体系的に検討してジェノヴァのアルベルゴ像を明らかとした亀長洋子氏も、遺言書を財産規模をあらわす史料とみることに慎重な態度をとる。亀長洋子「中世ジェノヴァ商人の「家」——アルベルゴ・都市・商業活動——」刀水書房、二〇〇一年、三二七—一八頁。マッキーの作業は財産規模を明確に示していない遺言書を無批判に切り捨てており、公職を担った事実が認められる中小の貴族家門を排除している。また、富裕者を選別する計算方法と財産額の基準を明らかにしていない点にも問題がある。
- ⑧ マッキーの考察について、オConnellも公職を負擔している事実がクレタの貴族家門を規定するうえで重要な概念であるとする考え方を基本的に支持しているように、ヴェネツィアの貴族研究をクレタにおいても応用する考え方は、研究者の共通認識となりつつある。O'Connell, *op. cit.*, p. 470.
- ⑨ 遺言者のなかで三六人の人物がヴェネツィア出身者に該当するが、そのうち二六名はヴェネツィア本国の貴族家門名を持つ。

- ⑩ 〃のような位置づけにある家門として、de Milano, Franchò, Rosso, de Firmoなどをあげることが多い。
- ⑪ 遺言書史料においてこうした人物が占める割合はごくわずかであり、例外的な存在とみて差し支えないであらう。
- ⑫ McKee, *op. cit.*, p. 39.
- ⑬ マッキーもこの点を踏まえ、ヴェネツィア系、イタリヤ系以外の都市民をギリシマ系都市民として定義する方法を採用している。*Ibid.*, p. 108.
- ⑭ 遺言者のなかには de Vicentia, de Bononia, de Catania, de Piamonte などの家門名を持つ人物が存在する。
- ⑮ カトリック聖職者の遺言書では、かつて使用人で、正教会の修道女となっていた女性に対して遺贈している事例がある。*Ibid.*, Will 678.
- ⑯ 一九家門の内訳については、以下のとおり Avonale, Belto, Bionto, Brogognono, Calergi, Caravella, Cauco, Comario, Dandulo, de Canale, de Mulino, de Portu, de Rugerio, Franchò, Geno, Gradonico, Greco, Habramo, Ialina, Istrigo, Mudaggio, Natale, Pantaleo, Piachina, Quirino, Taliapetra, Vasallo, Venerio, Vido。r) 中々 Calergi, Ialina, Piachina 〇三家門がギリシマ系である。
- ⑰ de Torello とする家門名は、ヴェネツィア近郊のトルチェッロ島の出身者を意味している。
- ⑱ Sanct とする家門名の由来は不明である。
- ⑲ 遺贈の理由としては「私の魂のために」*pro anima mea* という表現が散見する。しかし、教会に対して寄進行為を行う場合にも、俗人に対して遺贈する場合にもこの表現が用いられるため、遺言者にとって贈罪を意味しているかどうかを判断する決め手にはならぬ。
- ⑳ これらの事例は、しばしば司祭が社会階層としては貴族よりも上と

置かれていたことを示している。*Ibid.*, Will 338, 627.

⑳ *Ibid.*, Will 612, 687, 704. これらの事例や、司祭が副署人として遺言書に署名している事例は、司祭が証書作成能力を持っていたことを示している。

㉑ 托鉢修道会に対して金銭のみを遺贈する場合であっても、ほとんどの場合「助けのために」*pro auto* か「はたらくのために」*pro laborare* 遺贈が表明されており、正教会や俗人に対する遺贈とは性格が異なる。

㉒ *Ibid.*, Will 267.

㉓ *Ibid.*, Will 299, 381. また、ヘンヌエルの息子、ヨハネス・デ・ルンエリオの遺言書において、托鉢修道会の教会人を遺言執行人に指名することに慎重な態度を見せていることから、クレタではカトリックの教会人を遺言執行人に指名しない傾向が強くとめられる。*Ibid.*, Will 123.

㉔ *Ibid.*, Will 440.

㉕ *Ibid.*, Will 175.

㉖ *Ibid.*, Will 10, 425.

㉗ *Ibid.*, Will 636.

㉘ *Ibid.*, Will 560.

㉙ *Ibid.*, Will 263, 266, 560.

㉚ *Ibid.*, Will 425.

㉛ *Ibid.*, Will 469. マッキーも、貴族が居住地域にある正教会に対して遺贈する事例を、貴族の遺言書において一六通、貴族と結婚している女性の遺言書において九通確認しているとしており、本節の考察の結果を裏付けている。*McKee, op. cit.*, p. 109, no. 44, 45.

㉜ *Wills*, Will 123, 525, 276, 636, 691, 783.

おわりに

本稿における考察にもとづいて、教会コミュニティ・モデルへの修正点を確認しておこう。まず、第一章の考察の結果、カトリックと正教会の分立的な枠組みである二教会制は一三二〇年までの、正教会の地位をめぐるコムーンとカトリックとの論争の終着点であり、その形成過程においては世俗権力の影響が強く認められる。そして第二章では、二教会制が実際の司牧を規定する枠組みとなっている高い蓋然性が示された。最後に、第三章において、教会コミュニティと身分秩序との関連性を検討した結果、以下の二点を確認した。まず、マツキーが明らかにしたように、貴族のなかにはカトリックに重きをおきながらも正教会にも依頼・遺贈する事例が散見する。このことは、クレタの社会的実態が、二教会制の分離的な枠組みのもとに二分されてはいなかったとするマルテズの示唆を裏付けており、貴族をカトリックとして一括するテイルイエに対して大きな疑問を投げかけた。また、マツキーが考察の対象としていない都市民の中には、カトリックに排他的に遺贈する集団と、正教会に排他的に遺贈する集団の双方が含まれていたことが明らかとなった。このことは、都市民を概ねカトリックとして予想する教会コミュニティ・モデルに対する重大な反証となる。このように、カンディアの都市社会では、慣習と生活言語を異にする複数の集団が存在していたが、そうした集団は、必ずしも身分秩序にしたがって階層化されていたわけではない。したがって、エスニック・コミュニティは教会コミュニティ・モデルが予想したようななかたちで、「強く」社会を規定する枠組みとなっていたわけではない。ただし、社会的な緊張の中で、ないし裁判の係争において民族的意識を強調するレトリックが用いられた可能性は十分にあるだろう。こうした事件的要素とエスニシティの関わりについては、今後の検討課題となる。

また、本稿の考察は、都市社会のアイデンティティの複合性を明らかにした点において教会コミュニティ・モデルの再考を促すものであったが、教会コミュニティ・モデルを構想したテイルイエの真意が、都市と農村関係に「ラテン人」「ギ

リシア人」の階層性を重ね合わせることにあつたことはいうまでもない。したがって、今後はクレタのコミュニネの秩序が、どのような形で農村に対して浸透していたのか、という点についても明らかとしていく必要があるだろう。次に、本稿で考察の対象とした一三世紀末から一四世紀後半までの時代は、東西教会の間の対立が比較的沈静化していた時期にあたる。その後、一四世紀末から一五世紀中葉にかけて東西教会の間の合同論争が再燃したときに、教会コミュニネの性格がどのように変化したのか、制度的にも社会的にも検討する余地がある。以上のように、中世後期クレタにおける教会とコミュニネの関係を再検討するための作業は端緒を迎えたにすぎず、後考を期したい。

【本稿は、平成一七年度文部科学省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。】

Il risultato dell'esame del processo dei conflitti e delle relazioni personali tra due comunità prima e dopo dell'unione sembra sostenere tale ipotesi : le due comunità avevano dei conflitti interni e le famiglie di loro esponenti erano legate le une alle altre dell'altra comunità, alcuni tra questi esponenti erano attivi in ambedue comunità sia come figure di importanza politica ed ecclesiastica che come proprietari terrieri, legati spesso all'interesse della chiesa di S.Evasio di Casale. La comunanza di interessi dei dirigenti delle due comunità in conflitto, che mostrano il profilo da aristocrazia rurale del luogo, sembra evidente.

Dai conflitti locali legati ai conflitti intercittadini del periodo comunale escono così piccoli aristocratici rurali del luogo come dirigenti delle comunità di rilievo ,ma non cittadina. La comunità rurale «quasi-città» è nata e cresciuta emergendo dal processo di riorganizzazione insediativa e sociale, determinato da un particolare rapporto tra la città e la campagna in conflitto nei secoli XII-XIII.

Churches and Communities in Late Medieval Crete

by

TAKADA Ryota

As the result of the Fourth Crusade in 1204, the Republic of Venice took possession of the Island of Crete, where Venetian dominion continued for more than four and half centuries, until the Ottoman Empire conquered the Island in 1669. This paper aims at clarifying the social structure of Venetian Crete.

F. Thiriet, an authority on the history of Venetian Romania, proposed a social model for Crete in his monograph published in 1959. He proposed that there would have existed two secular ethnic communities, "Greeks" and "Latins," socially stratified and composed of communities of believers of two autonomous churches, the Orthodox Church and the Roman Catholic Church. In this paper I refer to a secular community of believers, as a "church community," and the framework of Thiriet's social model as the "church-community model."

Recently, some scholars have tried to revise his social model. Ch. Maltezou, for one, has criticized the theoretical framework of the church-community model. One of her objections has been that the church-community model lacks an understanding of the fact that both the Orthodox Church and the Roman Catholic Church came to enjoy autonomy as a result of the political process of the formation of the dual church

system under the Commune of Crete. She also suggested that the church-community model was removed from social reality. This point was reinforced by S. McKee, a social historian, who verified the relationship between the church communities and the ethnic communities, by a prosopographical study based on testaments, concluding that the church-community model was dubious.

According to the criticism of Maltezou this article aims to solve three problems concerning the dual church system, and makes some modifications to the church-community model.

The first problem is that Thiriet did not clarify the political process of the formation of the dual church system. Actually, the autonomy of the Orthodox Church was assured by the Commune, as the result of the disputes between the Roman Catholic Church and the Commune of Crete that lasted for more than 60 years after Pope Clemens IV had intervened in the problem of the jurisdiction of the Orthodox Church in Crete in 1260's.

The second problem is that many scholars have failed to address the practical activity of the clergies. As testators, *papas* (a priest of Orthodox Church) often left testaments in notarial records. I examine whether the Roman Catholic Church ever intervened in these testaments concerning the succession of the priesthood of *papas*, and the church administrated by *papas*.

The third problem is that McKee did not make clear whether the church communities corresponded to the social order of the urban society, which was separated into nobles and *cittadini* (urban commoners). In fact, the class of *cittadini* encompassed the two church communities, and many nobles bequeathed to Orthodox Churches, while paying respect to the Catholic.

By considering these problems, I have confirmed the fact that the dual church system was defined by the statutes of the Commune. And in this process, the legal status of the church communities is not a point of dispute. This fact casts doubt on the church-community model that uncritically links the dual church system with the secular world. Church communities did exist in society, but did not correspond with the social order. In this way, the two church communities were well integrated, and the ethnic groups hypothesized by the church-community model did not exist legally or socially, at least, in the urban society of Crete in the fourteenth century.